

# 名城大学利益相反マネジメントポリシー

## 1. 目的

名城大学（以下「本学」という。）は、社会の要請にこたえて、産学官連携活動等（社会貢献活動等を含む）を積極的に推進していく必要があると考える。

しかし、教育・研究活動に加え、産学官連携活動等を積極的に進めると、個人としての利益と公共組織としての利益相反が生じ、公正かつ適正な判断が損なわれる可能性が高くなる場合がある。

したがって、教職員が、産学官連携活動等において生じる利益相反の疑いを防ぐことを目的とするマネジメントを行う必要があり、利益相反マネジメントポリシーを策定する。

## 2. 考え方

- (1) 本学では、産学官連携活動等を積極的に推進するために、教職員の利益相反の弊害を抑制する措置を講ずる。
- (2) 本学は、産学官連携活動等に関する必要な情報を求め、利益相反マネジメントを適切に行う。
- (3) 本学は、利益相反に係る情報等を広く公表することにより、透明性の確保と説明責任を果たす。

## 3. 利益相反マネジメント体制

### (1) 対象者の範囲

マネジメントの対象者は、本学の教職員とする。ただし、本学の教職員以外の者にも必要があると判断した場合は、適用することもある。

### (2) 利益相反委員会の設置

本学は、利益相反マネジメントに関する審議機関として、利益相反マネジメント委員会を設置し、利益相反に係る基本方針、相談・勧告、自己申告制度、調査・方針、その他利益相反に関する事項について審議する。

### (3) 利益相反アドバイザーの配置

専門的見地から、利益相反等のアドバイスを行うためのアドバイザーを配置する。

### (4) 自己申告制度

本学教職員は、企業との間に生じる責務や利益に関し、年1回利益相反マネジメント委員会に利益相反自己申告書を提出し、明らかにする。

なお、提出後、新たに発生した責務や利益に関しては、その都度申告する。

利益相反マネジメント委員会は、利益相反自己申告書に基づき審議を行い、改善勧告等の必要な措置を講ずる。